## 特別清算開始

**令和７年（ヒ）第１００１号**

札幌市東区伏古８条４丁目７番22号
清算株式会社　株式会社三和部品
代表清算人　茂田　晃男

1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

札幌地方裁判所民事第４部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第１００１号**

福岡市博多区諸岡５丁目31番14―206号
清算株式会社　ウィングオート株式会社

1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所第４民事部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第２号**

北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　株式会社太平洋管財
代表清算人　岩田　圭只

1　決定年月日　令和７年４月28日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第２　優先債権及び費用請求権に関する弁済

一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第３　一般条項

1　権利の変更

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2　調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3　債権者変更の場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

以上

釧路地方裁判所帯広支部

**令和６年（ヒ）第７号**

滋賀県草津市野路８丁目５番29号
清算株式会社　株式会社草津バイクギャラリー
代表清算人　尾島　史賢

1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。

2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大津地方裁判所民事部

## 再生手続開始

## 再生手続終結

## 小規模個人再生による再生手続開始